



# 正副会長の活動状況

## — 会務報告 —

日本弁理士会副会長

中尾 直樹

### 1. はじめに

令和3年度日本弁理士会副会長を務めさせていただいております、中尾直樹です。

昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、会務活動も大きく様変わりしました。本年度も影響は続いており、不自由な活動を強いられています。その一方で、実は不要だったことへの気づき、不要だろうと思っていたことをやめてしまう決断など、平時では難しい発見、行動ができた期間でもあったと思います。負の影響を抑えながら、変革のチャンスを生かしていきたいと思います。杉村会長を支えられるよう会務を遂行するとともに、会員皆様のお役に立てるよう努めたいと考えております。

### 2. 会務報告

私の担当は、知財制度検討委員会、2025大阪・関西万博対応準備委員会、コンプライアンス委員会、商標委員会、不正競争防止法委員会、産業標準委員会、中央知的財産研究所、関東会です。

#### (1) 知財制度検討委員会

新設の委員会です。昨年度の知財戦略推進ワーキンググループ（以下、「WG」）を引き継ぐ位置づけの委員会です。「知的財産制度に関する政策提言の作成」などを職務権限とし、日本弁理士会内の意見をまとめ、外部に発信していく予定です。特に、内閣府の知的財産戦略本部での検討、産業構造審議会知的財産分科会での法改正に関する検討、パブリックコメントなどに対応していきます。そのため、実務系の委員会からも委員に入っただき、実務系委員会との連携を密にしながら活動していきます。

本年2月に産業構造審議会特許制度小委員会から公表された「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方」において、今後継続して検討して

いく事項として、プラットフォーム化するビジネスへの対応、特許権の実効的な保護のための関連データの取扱い、標準必須特許を巡るライセンスの在り方及び、ライセンス・オブ・ライトや実用新案法の再評価等の特許の活用方法の多様化への対応等が挙げられています。これらに関する検討などに積極的にかかわっていく予定です。

#### (2) 2025大阪・関西万博対応準備委員会

新設の委員会です。2025年に計画されている2025大阪・関西万博に協力するための日本弁理士会の体制を検討し、立ち上げていく委員会です。現在の委員は関西会の先生方を中心に、経営センターに所属する先生にも入っただき、ご存じのとおり、1867年に開催されたパリ万国博覧会では、当時の先端技術による製品が出品されるので互いに勝手に真似されることを避けるため、「工業所有権の保護のための国際的な協定を締結する必要がある」と決議されました。そして、1883年3月20日に、「工業所有権の国際的保護に関するパリ条約」が生まれました。日本は1899年に、このパリ条約に加盟しています。万博と知財には100年以上の深いかかわりがあります。2025大阪・関西万博でも、出品する製品・サービスなどの知的財産権の保護・活用などの支援に貢献できるのではないかと考えています。この委員会では、万博に参加する企業への支援として何ができるか、会内の体制をどのように整えるべきかを検討し、実行していく予定です。

#### (3) コンプライアンス委員会

今年度は、従来の検討に加え、「(諮問) 2023年4月の倫理研修課題更新のための準備と実行」、「(審議委嘱) 弁理士倫理第3条の2を遵守するための課題と解決策の検討」、「(審議委嘱) 企業に勤務する弁理士

が、企業外で個人受任を行う場合の問題点の抽出」を追加しています。

ここでは、「(審議委嘱) 企業に勤務する弁理士が、企業外で個人受任を行う場合の問題点の抽出」について説明します。弁理士試験の最終合格者の半数以上は企業勤務であり、企業に勤務する弁理士の数は増え、合格しても弁理士登録していない人も増えています。企業に勤務する弁理士の中には個人で会費を払っている人もいます。そのような環境の中、最近は多くの企業が副業を認める方向です。勤務する企業が副業を認めているケースでは、弁理士を副業とする働き方(企業外で個人的に受任すること)もあり得る状況だと思えます。例えば、定年退職前に、まずは副業として弁理士業を始め、その後独立することもあるでしょう。人生100年時代、働き方改革と言われ、いろいろな働き方が選択できる時代に変化しています。このような時代に弁理士として働く上で注意すべき点を、抽出したいと考えています。

#### (4) 商標委員会

個人輸入でも税関で差し止めできるようになる商標法改正が予定されています。法改正に伴う運用面の検討、研修などに対応していきます。また、中小企業を支援する弁理士のスキル向上に役立てるよう、「(諮問) ブランド戦略の調査及び検討」を行います。ブランド戦略は商標だけが関係するものではありませんが、商標を含む知財ミックスでのブランド戦略について調査し、クライアントに付加価値の高い提案ができるよう、検討結果を会員に還元したいと考えています。

#### (5) 不正競争防止法委員会

技術系の部会と表示系の部会に分かれ、活動しています。技術系部会では、「不正競争防止法における営業秘密及び限定提供データの活用事情に関する調査」を行っており、特に、諸外国を含めた営業秘密の活用事情について紹介していく予定です。限定提供データについては、まだ活発に活用されている状況ではありませんが、活用の動向に注意していく予定です。表示系部会では、周知性／著名性の立証が必須な不競法事件においてアンケートを有効な証拠とするための留意点について検討・整理したいと考えています。

#### (6) 産業標準委員会

昨年度の標準ビジネス推進委員会(以前の技術標準委員会)を改名し、産業標準委員会としました。JISが日本工業規格から日本産業規格に改められたことを考慮したものです。産業標準を利用した知財戦略および標準必須特許のライセンスに関する課題が注目されています。これらの課題解決に貢献できるよう検討を行う予定です。また、「産業標準規格その他の規格の案の作成に関与し、又はこれに関する相談に応じる」という弁理士への期待に応えられるように、弁理士の標準関連業務に関する認知度を向上させ、標準に関するコンサルティングができる弁理士を育成するように活動していく予定です。さらに、弁理士には、技術を文書化するスキルがあります。このスキルは特許明細書の作成以外にも活用できると考えています。標準関連業務の中から弁理士が有するスキルを活かせる仕事を抽出し、標準関連業務への貢献度の向上も図りたいと考えています。

#### (7) 中央知的財産研究所

今年度は、「イノベーション推進に向けた特許の保護対象-更なる研究-」、「知的財産権のエンフォースメントの新しい地平」、「非登録型知財法制研究部会(仮称)」、「知的財産と経済(仮称)」を研究課題としています。「イノベーション推進に向けた特許の保護対象-更なる研究-」は、今年度研究を終了し、別冊パテントの発行を予定しています。この研究終了後は、特許系の新たなテーマを設定し、研究を深化させる予定です。また、研究成果を発表する機会を設けられるよう検討していきます。

#### (8) 関東会

関東会は、1都7県の関東地域内に事務所を有する会員によって構成されており、7700名を超える会員が所属する最大の地域会です。「地域に根差した知的財産普及活動」、「知財教育支援」、「相談事業の強化」、「会員研修の企画・運営」、「広報強化」などを重点事業として活動しています。「地域に根差した知的財産普及活動」では、経済産業省関東経済産業局、地域の自治体、関係機関との連携を深め、地域実情に合った事業を共に検討・実行していきたいと考えています。また、他士業との交流、連携も図っていきます。

### 3. おわりに

本誌が発行される6月はまだ新型コロナウイルスの影響が残っていると思います。スムーズな会務活動を

実現できるよう、努めていきたいと思えます。会員の皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。